

2 8 . 1 1 . 1 8
防 衛 省 整 備 計 画 局
情報通信課情報システム室

防衛省中央OAネットワーク・システム運用管理役務民間
競争入札実施要項（案）に関する意見募集の結果について

防衛省において、平成28年6月13日（月）から平成28年7月4日（月）までの間、防衛省中央OAネットワーク・システム運用管理役務民間競争入札実施要項（案）について、広く国民の皆様からの御意見を募集しましたところ、5件の御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見と、それに対する防衛省の考え方を別紙のとおり報告いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも防衛省・自衛隊に御協力いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

問い合わせ先

住 所：〒162-8801

東京都新宿区市谷本村町 5-1

防衛省整備計画局情報通信課

情報システム室

電話番号：（代表）03-3268-3111 内線 22012

意見内容等について

No	ページ	意見内容	意見に対する考え方	実施要項（案）の修正
1	19、22	19頁の10（1）の1行目「国家賠償法」他の法令では記載されている法令番号が漏れています。21頁の（4）ア、イの「著作権法」についても同様。	御指摘のとおり、19頁の10（1）の1行目を「国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条」に、21頁の（4）アを「著作権法（昭和45年法律第48号）第27条」に修正させていただきます。 なお、同頁の（4）イについては、アにおいて記載するため、修正の必要はないものと考えます。	実施要項（案）を修正
2	1、2、4	P1、P2、P4 のOA機器について、その全てについて静的なパーソナルファイアウォール（L2-L4 のポリシー適用によるパケットフィルタリング（SPI等）の導入を行う事を求める。プリンタについてはLAN接続のものはLAN回線途中にファイアウォールを設置することを求める。（P3等で、プリンタや無線LANアクセスポイント等まで含めた図を描いていないのは問題であると考える。）	各接続スイッチはアクセス制御機能を有しているため、御指摘の事項については満足しているものと考えます。また、LAN回線途中にファイアウォールを設置することにつきましては、今後の参考とさせていただきます。 なお、本実施要項（案）は、運用管理役務についての民間競争入札になります。したがって、いただいた御意見は、本パブリックコメントの対象外になります。	—
3	9、10、1	P9 の「4 入札参加資格に関する事項」については、他法令	御指摘のとおり、5（3）キについては、「（委託先及び	実施要項（案）

	2、17	と同様の「暴力団員等」（暴力団から離れて5年内の者）が役員等に含まれている場合の不許可と、従業員についても暴力団から離れて3年未満（望ましくは5年未満）の者が含まれないようにする事が望ましいと考える。（それらが笑顔で防衛省から情報を抜き取り、バグだらけのシステムを納入する姿など、SIer 業界の実情からすると容易に想像できるものである。） なお、この条件は、5、6、9の（3）オ、クでも同様に適用していただきたい。	再委託先が暴力団排除条項に該当しないこと、及び暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないことを誓約する書類を含む。」を追加し、また、9（3）オ（ア）については、「また、法第15条において準用する法第10条に規定する者に再委託してはならない。」を追加します。 なお、4に関する御指摘については、（1）において「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第10条各号（第11号を除く。）に該当する者でないこと」としており、暴力団排除条項について明記しています。また、6については、4における参加資格を満たしている者でなければならないとしており、9（3）クについては、（イ）及び（ウ）で記載しているため、記載する必要はないものと考えます。	を修正
4	別紙1	別紙1についてなのだが、ここで左上の部内系環境のL2スイッチにはファイアウォールは搭載されているのか？L2スイッチでもL4までのフィルタリングを行える機種はあるが、その様なものを使う記述が無い。当然であるが、省内においても各所でファイアウォールを設けるべきものであり（各個人端末	防衛省中央OAネットワーク・システムは、借上・保守役務と運用管理役務の二つの事業（調達）に分かれます（別紙6）。いただいた御意見につきましては、本実施要項（案）に反映する内容のものではありませんが、別事業の借上・保守役務の参考とさせていただきます。	—

		においても備えるべきである事は言うまでも無く、回線の集約点においても設ける事が望ましい)、それを行わない構成としていたのであれば、絶望的なまでにセキュリティに対する観念が無いと見る。(「Windows に感染するウィルスが混じり込んで、すぐに部署ごと駄目になった」という事態が起きうるという事であるので。当然のことであるが、各端末及び集約点で、必要なポート以外の通信は全て叩き落としてしかも記録を行うようにする事が必要である。) ひょっとするとちゃんと静的ファイアウォール他によるフィルタリングが行われるのかもしれないが、だとしてもちゃんと図にそれが分かるように反映していただきたく考える。		
5	別紙 2	別紙 2 についてであるが、サービスデスク及びシステムエンジニアについても最低レベルを応用情報技術者レベルを基本としてはどうか。自衛隊も警察も基本はこのレベルからの採用であるはずである。防衛省本省が基本情報技術者でとどまっていた良いわけがない。よってこの基準の変更を求めたい。 そしてであるが、上述した通り、「暴力団員等」は不可としていただきたい。	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の趣旨に基づき、民間で実施可能なものを民間に実施していただくべく、本役務のレベルを選定しており、本省の職員に求めるレベルとは異なることをご理解願います。また、役務員については、No3 において回答したとおり、暴力団等を排除することとしています。	—